**政令第百九十一号**

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七十三号を第七十四号とし、第七十二号の次に次の一号を加える。

七十三　メチル＝三―〔(四Ｓ)―八―ブロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四Ｈ―イミダゾ［一・二―a］［一・四］ベンゾジアゼピン―四―イル〕プロパノエイト（別名レミマゾラム）及びその塩類

**附　則**

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十二号**

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「五十四年」を「五十五年」に改める。

**附　則**

この政令は、令和元年十二月三十一日から施行する。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 省　令

**○経済産業省令第五十一号**

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十号）の施行に伴い、並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十八条の二の規程に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等積立金管理等業務に係る業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （区分経理の方法）<br>**第十二条**　法第五十八条の二の規定により整理する廃炉等積立金に係る経理は、その他の経理と区分し、廃炉等積立金を積み立てた廃炉等実施認定事業者ごとに、それぞれ貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて整理しなければならない。 | （区分経理の方法）<br>**第十二条**　法第五十八条の二の規定により整理する廃炉等積立金に係る経理は、一般の経理と区分し、廃炉等積立金を積み立てた廃炉等実施認定事業者ごとに、それぞれ貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて整理しなければならない。 |

**附　則**

この省令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月一日）から施行する。